

平成29年度事業計画

1 基本方針

公益社団法人として当協会の目的は、唯一「不動産に係る国民の権利の明確化」に寄与することです。本年度もこの目的を達成するため定款第4条の事業（法定事業）を執行部・社員が一丸となって推進し、不動産取引の安心・安全に寄与します。

関連事業である地図作成作業に積極的に参加し、より効率的な組織作りのために必要な組織委員会を設置し、組織内での役割分担や作業方法の検討を行います。

また、自主事業では、地図整備のための広報活動、無料相談会、研修会等を実施します。

総務・経理部においては、業務に係る諸規則やホームページの見直し、災害時における支援事業の研究、事業部では自主事業の諸規則の見直しや業務管理システムの運用に向けた研究を継続いたします。

本年度も執行部一丸となって組織力の強化や広報活動に努めます。

2 主要な取り組み

〈事業関係〉

(1) 公共嘱託登記に係る事業

官公署等との緊密な調整、連携によりの確・迅速な業務処理を行う。

(2) 地図整備の促進等に係る事業

① 不動産登記法第14条地図作成作業や地籍調査事業等の推進に向けて、専門家集団としての役割が果たせるよう官公署への広報活動等に努め、その計画の実施に当たり、相談及び情報提供等を行う。

② 啓発用のパンフレットを行政機関の窓口やイベント会場などで配布し、事業の推進に向けて広く国民の理解を深める。

(3) 筆界、登記等に関する知識等の普及啓発事業

① 境界標設置事業

必要な箇所に境界標の設置を行い、将来に向かって国民の不動産に係る権利の明確化に寄与する。

② 登記等基礎情報の収集提供事業

□ 街区基準点等の基準点情報の提供

「街区基準点」等を調査確認し、その最新の情報を、府民等が必要に応じて利用できるよう、協会ホームページのマップ上に掲載し、幅広い利用に供する。

□ 地図作成作業箇所情報の提供

作業箇所を協会ホームページのマップ上に掲載し、境界確認や測量作業等を効率的に行えるよう、府民等の幅広い利用に供する。

③ 不動産表示登記無料相談会事業

公共嘱託登記事業等で培った幅広い知識や経験、情報等を踏まえながら、的確な助言を行うことにより、広く府民の期待に応える。

④ 研修会等実施事業

府や市町村等の職員の不動産表示登記に関する知識の向上等に協力するため、それらの職員を対象にした研修を実施する。また、官公署等が実施する研修会に対し、講師派遣等の協力を行う。

(4) 情報提供に関する事業

公共嘱託登記事業を通して得た、登記に関係する地域の実態や情報等を、必要に応じて官公署に提供するとともに、登記困難事案等について解決方法のアドバイス等を行う。

(5) 災害等支援事業

自然災害等により地方自治体が被災した場合、それらの自治体に対し当協会の可能な範囲内で支援を行う。

<運営関係>

(1) 組織の充実、運営の安定化

各組織の在り方や、経理的基礎の安定化等に向けて、必要な研究を行う。

(2) 会議等の運営

① 総会

定款第15条第1項による第6回定時社員総会を平成29年9月8日（金）に開催する。

② 理事会

原則として、毎月1回開催する。

③ 常任会議

随時開催する。

3 取組みの細目

1 総務部

(1) 協会機構の整備

- ① 諸規則の整備。
- ② 社員の入会及び退会に関する事項。
- ③ 社員名簿の作成・配布。
- ④ 事務局の運営。

(2) 表示登記に関する相談会の開催

(3) 研修会の開催

- ① 事業部と合同で行う。
- ② 研修会DVDを作成する。

(4) 情報公開

- ① ホームページを充実させ、広く一般に情報提供する。
- ② 「登記等基礎情報の収集及び提供に関する事業」を推進する。

(5) 業務処理体制に関する検討

- (6) 災害等支援事業の取組
 - ① 自然災害等により地方自治体が被災した場合、それらの自治体の要請に対し当協会の可能な範囲内で支援を行う。
 - ② 地図整備地域における防災情報を防災マップを通じて提供する。
- (7) 他団体との情報交換並びに各種会合の開催
- (8) その他所掌すべき事務全般

2 経 理 部

- (1) 現金、預金、物品等の出納
- (2) 事業費、管理費の入出金処理
- (3) 固定資産、流動資産の適正な管理
- (4) 業務用物品、研修資料、書籍等の購入斡旋、頒布
- (5) 会計印の管理

3 事 業 部

- (1) 受託事件の処理について
 - 受託した事件については、迅速かつ適正な処理を行う。
- (2) 地図整備の推進に関する事業
 - ① 地籍調査、不動産登記法第14条地図作成に関する研究を行う。
 - ② 市町村の地籍調査事業の計画・実施に当たり、相談及び情報提供等を行う。
 - ③ 地籍調査事業の必要性・有用性を国民に啓発するため、パンフレットを配布する。
- (3) 境界標の設置に関する事業
 - 筆界の明確化のため境界標設置事業を推進する。
- (4) 不動産表示登記に関する相談、研修、情報提供に関する事業
 - ① 不動産表示登記無料相談会を開催する。
 - ② 官公署職員に対し不動産の表示に関する登記等の研修会、相談及び情報提供を実施する。
- (5) 業務処理に係る質の向上について
 - ① 官公署等と連携をとりながら、成果品等の統一を図る。
 - ② 社員に対する業務研修会を実施する。
 - ③ 業務管理システムについて研究する。
 - ④ 必要に応じて各種研究及び、苦情処理を行う。
 - ⑤ 成果品検査体制の一層の充実。
- (6) 広報活動について
 - ① 支所の協力を求め、官公署に対して、広報活動に努める。
 - ② 調査士会、政治連盟と連携し、広報活動を推進する。
- (7) 情報収集及び伝達について

- ① 他協会との意見交換会を行い情報収集を行う。
- ② 調査士会、政治連盟と連携し情報収集を行う。
- ③ 収集した情報を精査の上、社員等に伝達する。

4 受託事件処理委員会

- (1) 業務処理規則及び受託事件処理規程等に基づき、適正に処理を行う。